第28回日EU定期首脳協議 共同声明(仮訳)

- 1. 我々、日本及び欧州連合(EU)の首脳は、日EU経済連携協定(EPA)及び戦略的パートナーシップ協定に基づき、自由、人権の尊重、民主主義、法の支配、開かれた自由かつ公正な貿易、効果的な多国間主義及びルールに基づく国際秩序といった共通の利益及び共有された価値に基づいて、緊密で包括的なパートナーシップを再確認する。
- 2. 独立し、主権を有するウクライナに対する、ロシアの不当な、いわれのない軍事 侵略は、国際法と国連憲章の原則に著しく違反し、欧州と世界の安全保障及び 安定を損なうものである。平和と安定を回復し、国連憲章と国際法を堅持すると いう我々の決意において、我々の協力はこれまで以上に必要となっている。 我々は、多大なる人命の損失と民間人に対する苦痛を引き起こすロシアによる 侵略を強く非難する。ロシアによる戦争犯罪及び残虐な行為について責任を有 する者がその責任を追及され、裁きにかけられなければならない。

日本とEUは、ロシアがウクライナ領土における軍事侵略を直ちに停止し、ウクライナの全領土から全ての軍及び軍事装備を即時かつ無条件に撤収させ、国際的に認められている国境内におけるウクライナの領土の一体性、主権及び独立を完全に尊重するように要求する。我々は、プーチンのロシアに対する制裁の一層の拡大を含め、G7及び他の同志国と協力し、ウクライナを支援する。

我々は、ウクライナに対して、政治面、財政面、物資面及び人道面における支援を協調して提供し続ける。

我々は、ロシアによるウクライナへの違法な侵略は、ルールに基づく国際秩序を揺るがし、地球規模の経済的混乱を生じさせ、世界中のパートナーに影響を及ぼしていると認識する。我々は、国際社会と共に、国際場裡及び多国間の場において、侵略によって引き起こされた世界的な負の影響に対処し、これを緩和するために取り組む。

我々は、ベラルーシのルカシェンコ体制が、ロシアによるウクライナへの軍事侵略を容易にする役割を果たしたことを同様に非難する。

我々は、国際人道法の擁護及び尊重を含む、人道支援における日・EU協力を強化する。我々はまた、悪化する食料危機の結果としてのものを含む人道的ニーズの急激な増加に対応するため、グローバルなドナー基盤の拡大に努力する。我々は、防災、災害対応、復旧に関する協力を強化する。

ロシアのウクライナに対する侵略は、国際エネルギー市場に強く影響を及ぼし、 化石燃料と電力の更なる大幅な価格上昇を世界的にもたらしている。EUは、本 年初め、EU市場への十分かつ購入可能な価格の液化天然ガス(LNG)の供給を確保するために日本が示した連帯に感謝の意を表す。我々は、対露制裁を実行していく観点からは、世界のエネルギー市場の安定性を維持し、特にLNGの供給について互いの供給の安定性を確保するため、協力する。我々は省エネルギーと、クリーンで安全かつ持続可能なエネルギーの大規模な導入に基づくエネルギー移行を加速するために、直ちに行動を起こす。我々は、欧州のロシアからのエネルギー供給への依存を低減し、エネルギー供給源の多様化を確保するために協力し、そのための投資の必要性を認識する。

- 3. 我々は、国際人道法の提唱及び尊重を含む、人道支援における日・EU協力を 強化する。我々はまた、悪化する食料危機の状況下を含む人道的ニーズの急 激な増加に対応するため、グローバルなドナー基盤の拡大に努力する。我々は、 防災、災害対応、復旧に関する協力を強化する。
- 4. 我々は、場所のいかんを問わず、力による一方的な現状変更の試みは、国際秩序全体に対する深刻な脅威であり、強く反対する。我々は、それぞれの補完的なインド太平洋地域における戦略に基づき、法の支配及び民主的価値に基づく、威圧によって制約されることのない、自由で開かれたインド太平洋に向けた協力を強化する。我々は、ASEANの一体性と中心性を全面的に支持する。我々は、我々のインド太平洋戦略間の相乗効果の確立を目指し、ASEANアウトルック(AOIP)の支持を含む、地域におけるASEANとの協力を強化する。我々はまた、南アジア諸国及び太平洋島嶼国と協力する。我々は、太平洋島嶼国との連携を深め、グッド・ガバナンスと強じん性を強化する。
- 5. 我々は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)技術を用いた発射を含む北朝鮮による弾道ミサイルの継続的で違法な実験を強く非難する。我々は、国際的な核軍縮・不拡散体制への支持を引き続き堅持し、北朝鮮が、核兵器不拡散条約(NPT)に従い、核兵器国としての地位を持つことはできないことを改めて表明する。我々は、北朝鮮に対し、不安定化をもたらす活動を停止し、関連する国連安保理決議の要請に従い、核兵器、あらゆる射程の弾道ミサイル及びその他の大量破壊兵器並びに関連する計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を求める。我々は、朝鮮半島の平和と安全に向けた外交的関与を支持し、北朝鮮が関係者との対話を再開することを求める。北朝鮮は、NPT及びIAEA包括的保障措置協定の遵守に回帰し、その追加議定書を発効させなければならず、我々は、北朝鮮が包括的核実験禁止条約に署名し、批准することを求める。我々は、北朝鮮に対し、人権侵害に対処するとともに拉致問題を即時に解決することを引き

続き求める。また、我々は、すべての制裁措置の完全かつ効果的な実施を含む、 関連国連安保理決議の下での義務を遵守することをすべての国家に求める。

- 6. 我々は、尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海及び南シナ海における状況を深刻に懸念し、地域の安定と国際的なルールに基づく秩序を損なう可能性のある、現状を変更し、緊張を高めるあらゆる一方的な試みに強く反対する。我々は、南シナ海における軍事化、威圧及び威嚇の報告に関して深刻な懸念を表明する。我々は、国連海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法、特に、平和的な手段により紛争を解決し、並びに航行及び上空飛行の自由を維持する義務並びに国連海洋法条約の下での正当な手続に基づく裁判所又は法廷により下された決定に従う義務を尊重することの決定的な重要性を再確認する。我々は、海洋権益に関する主張がUNCLOSの関連規定に基づかなければならないとの見解を共有する。我々は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、両岸問題の平和的解決を促す。
- 7. 我々は、中国について、とりわけ、香港の状況並びに新疆におけるものを含む 人権を含む政治的、経済的及び安全保障上の力学に関する意見交換を深める。 我々は、ロシアに関して緊密な協調を継続する。

我々は、イランの包括的共同作業計画(JCPOA)の再活性化及びその完全な履行の確保への共同の支持を改めて表明する。我々は、イランに対し、核計画の更なる拡大を控えるよう求める。

我々は、東方パートナーシップ、ベラルーシ、西バルカン、中央アジア、東地中海、リビア、サヘル、アフリカの角、中東和平、シリア、アフガニスタン、ミャンマー、中南米等のその他の共通の関心について緊密に協議し調整する。また、グローバル及び地域的な課題に関する日本、EU及び米国の間の緊密な協調を求める。

8. 我々は、不拡散・軍縮及びハイブリッド脅威対策についての安全保障及び防衛に関する既に緊密な協議を強化する。我々は、サイバー・セキュリティ、偽情報への対応、海洋安全保障及び危機管理といった分野における実質的な協力を拡大させる。我々は、現在の厳しい国際情勢にかかわらず、「核兵器のない世界」の実現という究極的目標に引き続きコミットする。ウクライナに関連する動向に鑑み、我々は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTを維持、強化するとのコミットメントを再確認し、核兵器の使用がもたらす壊滅的で非人道的な結末を正確に認識することの重要性を強調する。我々は、我々の社会及び民主主義の強じん性のための、透明で信頼性が高く事実に基づく情報の重要性を認識し、国家及び非国家主体による偽情報を含む情報操作及び干渉に対抗する

ための対話を拡大する。我々は、責任ある国家行動を促進するための国連における行動計画の策定を進めることを含め、開かれた、自由で安定し、安全なサイバー空間を促進するとのコミットメントを改めて表明する。我々は、共同寄港及び日本とEU海上部隊アタランタ作戦との間の共同寄港及び二国間・多国間訓練を含む海軍種間の協力の強化を歓迎する。

- 我々は、多くの場合外国政府による正当な主権的権利若しくは選択の行使につ 9. いて誘導し、又は影響を与える意図をもって行われる、貿易及び投資に影響を 及ぼす経済的措置の利用又はその利用の脅威を通じた経済的威圧に懸念を表 明し、反対する。このような慣行は、グローバルな安全保障と安定を損なうおそ れがあり、防止されなければならない。このため、我々は、我々の共有する価値 を支持し、関連する分野において新たなスタンダード、ルール又は規範を設定す ることによりグローバル経済体制を強化することを通じたものを含め、これらの 懸念に対処するために、多角的体制において、また、同様の考えを有する国際 的なパートナーと共に、取り組むことに引き続きコミットする。我々は、経済安全 保障の推進における協力を強化するとの決意を強調する。我々は、重要インフ ラ及びサプライチェーンの強じん性、並びにサイバー・セキュリティ、輸出の分野 において、我々の経済の強じん性を強化していく。我々は、技術の設計、開発、 ガバナンス及び利用は、民主的な価値並びに国際法及び普遍的人権の尊重に よって導かれなければならず、また、技術が権威主義的な監視や抑圧等の人権 を脅かす活動に誤用され、又は濫用されるべきでないことを強調する。我々は、 また、ICT技術及びサービスの供給におけるオープンで競争的な市場、並びに5 GやBeyond 5Gなどの、安全で、多様な、及び強じんな電気通信インフラの重 要性を強調する。我々は、過度の依存リスクに対処し、又は軽減するために、経 済の強じん性に関する日EU対話を強化し、半導体や原材料等の分野における 中枢的なグローバル・サプライチェーンへのリスクに対処し、及び重要インフラの 安全を確保するためにベスト・プラクティスを共有していく。
- 10. 我々は、共通の価値に基づく、包摂的で、持続可能な、人間中心のデジタルトランスフォーメーションを通じ、経済成長を促進し、持続可能な社会を実現するために、幅広いデジタル課題に関する協力を推進するため、日EUデジタルパートナーシップを立ち上げる。我々は、セキュリティ及びプライバシーを強化することを通じ、国境を越えるデータの安全な流通を促進するため、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」に関する協力を継続していく。これにより、我々は、デジタル経済の恩恵を生かすことができる。我々のパートナーシップは、オープンで革新的な環境を奨励しつつ、特に、安全な5G、「Beyond 5G」/6G技術、人

工知能の安全で倫理的な応用、半導体産業におけるグローバル・サプライチェーンの強じん性に関する具体的な成果を得るため、これらの課題に関する既存の対話を強化していく。また、デジタルパートナーシップにより、日EUの安全な国際的連結性やグリーン・データ・インフラ、プライバシー、データ・イノベーション、デジタル規制、労働者のためのデジタル・スキルの開発、中小企業(SMEs)を含むビジネスや公共サービスのデジタルトランスフォーメーションといった分野において共に取り組むことができる。 我々は、また、グローバルに相互運用可能なスタンダードの開発のために、並びに我々の労働者及び企業の利益のためにデジタル貿易を促進するため、共に取り組んでいく。加えて、我々は、日EUの十分性相互認定の取決めに基づく、個人データの高水準の保護に対する我々の共同のコミットメントを強調する。我々は、デジタルパートナーシップの実施を遅滞なく開始し、その進捗を毎年レビューしていく。

- 11. 我々は、ジュネーブにおける第12回WTO閣僚会議の成功に向けて共に取り組 んでいく。我々は、グローバルな経済体制の中心的な柱としてのWTOの強化及 び改革を支持する。我々は、喫緊の課題として、上級委員会の委員任命をめぐ る機能停止に対する長期的な解決策を見出すことを通じ、完全に機能する紛争 解決制度を回復するための改革に向けて共に取り組んでいく。我々は、また、W TOの監視機能を強化するため、並びに保健及び持続可能性目標に対する貿易 の貢献を増大させるための交渉を再活性化するため、共に取り組んでいく。 我々は、電子商取引に関するルールを推進するよう努め、また、日本、EU及び 米国の貿易担当大臣間の作業を基礎として、過剰生産能力問題や貿易歪曲的 な産業補助金を含む非市場的な貿易慣行及びその他の不公正な貿易慣行に対 処することにより、公平な競争条件を確保するよう努めていく。我々は、特定の 分野において途上国が示しているニーズに焦点を当てることにより、ルールに基 づく多角的貿易体制に途上国を組み込むことを支援していく。我々は、エネルギ 一憲章条約の近代化に関する交渉の進捗を歓迎する。我々は、その速やかな 妥結のため、これらの交渉に積極的に関与していく。我々は、包括的で持続可 能なパンデミック後の社会経済復興に貢献し得る、連結性、SDGsの実施及び デジタル化に焦点を当てた2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に期待 する。
- 12. 日EU経済連携協定(EPA)の完全で効率的な実施は、COVID-19のパンデミックの中、EU と日本の間の二国間貿易の回復を支える。我々は、適切な権限に基づき、特に、正当な公共政策目的のための例外を考慮しつつ、EPAにデータ流通を含めるための交渉の開始について検討していく。我々は、28件の地理的

表示(GI)の追加によるEPAのGIの表の2回目の拡大と、3回目の拡大に向け た進行中の作業を歓迎する。我々は、EPAにおけるSPSのコミットメントの完全 な実施に向けた作業を加速させる必要性を認識する。この点に関し、我々は、E Uレベルで統一された要素についての重複した評価を避けつつ、双方にとって 迅速で、簡素化された、及び科学的根拠に基づく輸入手続を確保するとのコミッ トメントを確認する。我々は、日本産食品による人体の健康へのリスクに関する 科学的根拠に基づき、東日本大震災を受けてとられたEUの食品輸入規制措置 の2023年6月までの見直しに関する協力を確認する。我々は、動物衛生の分 野における地域主義の相互承認について、その早期の妥結のため、協議を継 続する。我々は、EPAにおける政府調達の規定の効果的な実施に関して更に 協力していく。我々は、本年早期の日EUハイレベル経済対話及び本年の日EU 産業政策対話に期待する。我々は、日欧産業協力センターの支援により、日EU グリーン・アライアンス及びデジタルパートナーシップや、OECD多国籍企業行 動指針の実施、第三国市場における日EUビジネス協力の推進のための協力を 含め、日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)、在欧日系ビジネス協議会(JB CE) や在日欧州ビジネス協会(EBC)などの経済界間の協力を促進していく。

- 13. 我々は、日·EU間の航空業務に関する水平協定の実質合意を歓迎し、協定への迅速な署名を期待する。我々は、高いレベルの航空保安を維持しつつ、乗り継ぎ便への航空旅客及び手荷物のより円滑な流れを確保するため、日·EU間の航空のワンストップ・セキュリティ取決めを早期に行うことに向けた共同作業を加速する。
- 14. 我々は、日EUの持続可能な連結性及び質の高いインフラに関するパートナーシップを通じた、信頼性のある、安全で、持続可能で、包括的で、及びルールに基づく連結性の促進における進展を歓迎し、EUのグローバル・ゲートウェイ構想に鑑み、協力を更に強化していく。これには、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済効率性、及び債務持続可能性を含む、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に整合的な、具体的なインフラ・プロジェクトに関する協力が含まれる。我々は、既に実施されているそれぞれの政策及びプロジェクトの調整並びにインフラ・プロジェクトの特定に関する作業を進めている。我々は、インド太平洋、西バルカン、東方パートナーシップ諸国及びアフリカにおいて、特に、運輸、エネルギー、デジタル及びサプライチェーンに関する協力の機会を探求している。我々は、更なる協力のための潜在的な地域として、中央アジアにおける可能性を検討していく。我々は、運輸、質の高いインフラ投資、デジタル化、マイクロファイナンス、クリーン・エネルギー移行等の分野における連結性プロジェク

トを支援することを目的とし、国際協力機構(JICA)及び国際協力銀行(JBIC)と欧州投資銀行(EIB)との間のそれぞれの了解覚書の枠組みにおいて、EIBと緊密に協力することへの我々のコミットメントを再確認する。連結性に関する我々の協力は、デジタルパートナーシップ、グリーン・アライアンス、場合によってはホライズン・ヨーロッパの枠組みにおいても、また、G7インフラ・投資パートナーシップのような多数国間のフォーラムにおいても継続していく。我々は、エラスムス・プラス・プログラム及びマリー・キュリー・アクションズを通じて、また、研究及びイノベーションに関する共同協力を通じて、モビリティ及び共同研究を引き続き促進していく。

- 15. 我々は、開発金融における公正で透明性のある貸付慣行及び商慣行の重要性を想起し、全ての関係者、特に主要な債権者に対し、国際的な原則、ルール及びスタンダードを遵守するよう求める。これらは、他の債権者の経済的利益及び債務者の外交的・経済的自立性を維持するための公平な競争条件を確保する。我々は、債権者間の債務措置の同等性の原則に従い、債務国に一層の確実性を与えるため、債務措置に係るG20共通枠組みを、適時に、秩序だった、予測可能で、かつ統率の取れた形で実施するための取組を強化することへの共有されたコミットメントを改めて表明する。我々は、「G20持続可能な貸付に係る実務指針」の提言に従い、債権者による債務データの共有及び債務データ突合を通じたものを含め、債務の透明性の向上について協力する。我々は、全ての主要なエコノミーが、OECD外国公務員贈賄防止条約及びOECD多国籍企業行動指針を含む既存の国際的な原則及びスタンダードを遵守することを要請する。
- 16. 我々は、日EUグリーン・アライアンスの実施を決意を持って継続していく。昨年の定期首脳会議での立ち上げ以降、本アライアンスは、既に、エネルギー移行、環境保護、地方公共団体レベルの気候行動、ビジネスと貿易、研究開発、及びサステナブル・ファイナンスに関する重要な協力につながっている。我々は、日EUグリーン・アライアンスの文脈における我々の協力の戦略的価値を再確認し、その実施に向けた運用作業計画に向けて迅速に取り組む。我々は、排出実質ゼロに向けたクリーンなエネルギー移行を追求し、エネルギー安全保障を確保するため、日EUエネルギー政策対話を通じてエネルギー分野の協力を推進していく。我々は、2022年3月の担当大臣会合で確認された、再生可能エネルギー由来及び低炭素な水素開発に関して達成された進展を歓迎する。この進展は、本年後半の水素に関する協力覚書により、更に強化されるべきである。我々は、また、エネルギー・気候移行における天然ガスの重要な役割、再生可能エネルギー由来及び低炭素な水素に焦点を当てた水素及びその派生物であるアンモ

ニア、原子力の安全性・廃炉・イノベーション、洋上風力発電及びその他の有望な洋上再生可能エネルギー技術を含む再生可能エネルギー、及び二酸化炭素回収・有効利用・貯留(CCUS)/カーボンリサイクルについて、我々の協力が重要であることを確認する。

気候変動の緩和と気候変動への適応は、日EU関係において最も重要な事項で ある。日本とEUは共に、地球温暖化を1.5℃に抑制するためには、2030年まで に世界の二酸化炭素排出量を2010年比で45%削減し、今世紀半ばには実質 ゼロにすること及び他の温室効果ガスの大幅削減を含め、世界の温室効果ガス 排出量の迅速、大幅かつ持続的な削減が必要であることを認識している。地球 規模の気候行動を加速するため、我々は、排出削減対策の講じられていない石 炭火力発電の逓減(フェーズダウン)及び無駄な消費を助長する非効率な化石 燃料補助金のフェーズアウト、セクター別プレッジの取組の加速を含む、COP2 6の成果を完全に実施することを決意し、COP27において野心的かつ具体的な 成果を得るために引き続き連携する。我々は、我々の経済における炭素集約度 を削減するための政策を実施し、そうした観点を考慮しながら、ルールに基づく 公正でオープンな国際貿易の強化を継続する。我々は、2030年のNDC目標 がパリ協定の気温目標とまだ整合的でない全ての国、特に主要新興国が野心 を高め、COP27までに改訂されたNDCを提出し、遅くとも2050年までに世界 全体で排出実質ゼロに移行するために最適な政策ミックスを実施するよう奨励 するための協力を継続する。我々のグリーン・アライアンスは、G7の枠組みの 下のJETP (Just Energy Transition Partnerships)のような、第三国との協力プ ロジェクトを可能にし得る。我々は、2030年に向けたこの決定的な10年間に、 生物多様性に配慮した、循環型で資源効率の高い経済を創出するための更な る協力を求めていく。

我々は、COP15において決定されるポスト2020生物多様性枠組を、野心的、 実用的かつ現実的なものとして提唱し、その効果的な実施を支持する。我々は また、プラスチックのライフサイクル全体に対処し、幅広い参加を享受する、効果 的な海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書 を策定するために、緊密に協力する。

我々は、地域漁業管理機関、違法・無報告・無規制(IUU)漁業との闘い及び海 洋保護区におけるものを含む海洋問題及び漁業分野の協力を強化する。我々 はまた、2022年に、グローバルな海洋保護への主要な貢献として、国家管轄 権外区域における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する、UNC LOSの下の、野心的で公正で効果的な法的拘束力を有する国際文書に達する ことを目指す。

- 17. 新型コロナウイルスのパンデミックを収束させることは、引き続き我々の優先事項の一つである。我々は、広範な予防接種をグローバルな公共財と認識し、安全性、有効性、品質が保証された新型コロナ・ワクチン、診断薬及び治療薬への普遍的で公平かつ手頃な価格でのアクセス、並びに保健システムの強化を支持する。我々は、グローバルな資金調達と保健分野での連携を強化し、グローバルな公衆衛生上の危機に対しより強じんでより備えのある世界のために協力する。我々はまた、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現及びパンデミックに対する備え・対応における資金ギャップの解消に向け、新たな資金動員メカニズムの設立を含め、取り組む。我々は、世界保健機関(WHO)を支援し、強化し、改革するための取組を調整し、パンデミックに対する予防、備え及び対応に関するWHO憲章、合意又は他の国際的文書の策定に関する議論に関与していく。我々は、不必要な渡航制限を抑制することを求める。我々は、相互的な査証免除措置の回復に向けて取り組む。
- 18. 我々は、産業、科学、研究・イノベーション及び宇宙部門間の協力が新しい知識の創造において持つ重要な役割を認識し、これを拡大することにコミットする。このことを念頭に、我々は、ホライズン・ヨーロッパへの日本のあり得べき準参加に係る事前協議を開始した。